

令和8年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和8年6月5日)

- 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市行政手続条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市水源地域振興整備基金条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市税条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第8号 令和8年度奥州市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 令和7年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和7年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和7年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議案第1号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 松本 崇
生年月日 （略）

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

教育委員会の委員松本崇氏が、令和8年6月19日をもって任期を満了することから、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第2号

奥州市行政手続条例の一部改正について

奥州市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、本市の条例及び規則に基づく処分等について、法令に基づく処分等に準ずる取扱いとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市行政手続条例の一部を改正する条例

奥州市行政手続条例（平成18年奥州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奥州市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条第2項において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第3号

奥州市水源地域振興整備基金条例の一部改正について

奥州市水源地域振興整備基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

水源地域の施設整備に限定している基金の用途を、当該地域の振興に係る事業全般に拡張するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市水源地域振興整備基金条例の一部を改正する条例

奥州市水源地域振興整備基金条例（平成18年奥州市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設整備」を「地域振興」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

奥州市税条例の一部改正について

奥州市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税について同法に準じた取扱いとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項と

し、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の奥州市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等

(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年奥州市条例第161号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附則第4項ただし書中「第14条第4項」を「第13条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

地域再生法の適用に伴う固定資産税の課税免除の適用期限を延長するとともに、課税免除の対象となる特別償却設備のうち償却資産の範囲を明確にするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 3 前項に定める日前に新設され、又は増設された設備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第7号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

令和3年度に取得した指導者用端末を更新し、引き続きGIGAスクール構想の推進を図るため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市立小中学校GIGAスクール指導者用端末
- (2) 数量 780台
- (3) 取得価格 43,774,500円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字川原田85番地1

氏名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
岩手支社 岩手営業部 奥州事業所
部長 立花 光

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

奥州市立小中学校GIGAスクール指導者用端末を取得しようとするものである。

議案第8号

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第9号

令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

報告第1号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

専決第5号

専 決 処 分 書

奥州市水沢字袖谷地地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

18,722円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を40対60とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額46,805円のうち18,722円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和8年4月10日午前8時00分頃、相手方車両が奥州市水沢字袖谷地地内の市道高速側道東3号線を走行中、道路上の舗装が欠落したことにより生じた穴に当該車両の右前輪が落ち、当該車輪のタイヤ及びホイールを損傷させたことによる。

令和8年4月30日

奥州市長 郷右近 浩

報告第2号

令和7年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

令和7年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
2	総務費	1 総務管理費	旧若柳中学校敷地内水道管移設工事	9,000,000	9,000,000					9,000,000
2	総務費	1 総務管理費	本庁舎暖房用ボイラー設備修繕業務	1,738,000	1,738,000					1,738,000
2	総務費	1 総務管理費	前沢支庁舎非常用自家発電機更新工事	32,670,000	21,538,000					21,538,000
2	総務費	1 総務管理費	江刺農業者トレーニングセンター屋根改修工事	51,150,000	51,150,000			51,100,000		50,000
2	総務費	1 総務管理費	光ネット整備事業	26,510,000	26,510,000			26,500,000		10,000
2	総務費	2 徴税費	弁護士委託業務	704,000	704,000					704,000
3	民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	118,680,000	118,680,000		118,680,000			
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	18,778,000	18,778,000	78,000	18,700,000			
3	民生費	2 児童福祉費	子育て世帯食料品物価高騰支援費	18,700,000	18,700,000		18,000,000			700,000
3	民生費	2 児童福祉費	保育園遊具修繕業務	119,000	107,800					107,800
3	民生費	2 児童福祉費	認定こども園遊具修繕業務	246,000	231,000					231,000
3	民生費	2 児童福祉費	稲瀬わかば園空調設備更新工事	32,173,000	22,493,000		1,003,000	21,400,000		90,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
4	衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	163,752,000	163,752,000			163,500,000		252,000
4	衛生費	2 環境衛生費	省エネ家電買換促進事業補助金	41,000,000	41,000,000		35,000,000			6,000,000
4	衛生費	2 環境衛生費	鳥獣対策事業（クマ）	3,544,000	3,544,000		2,953,000			591,000
4	衛生費	2 環境衛生費	危険空き家除却工事補助金	2,000,000	2,000,000		1,000,000			1,000,000
5	労働費	1 労働諸費	中小企業等賃上げ支援事業補助金	140,000,000	140,000,000		113,000,000			27,000,000
5	労働費	1 労働諸費	江刺産業技術交流センターLED化工事	12,650,000	12,650,000			11,300,000		1,350,000
6	農林水産業費	1 農業費	弁護士委託業務	726,000	726,000					726,000
6	農林水産業費	1 農業費	家畜飼料高騰対策支援事業	92,615,000	92,615,000		70,000,000			22,615,000
6	農林水産業費	1 農業費	農村公園遊具修繕業務	1,936,000	1,902,384					1,902,384
6	農林水産業費	1 農業費	農業集落排水事業債償還基金積立金	2,392,000	2,392,000		2,392,000			
6	農林水産業費	1 農業費	国土調査事業	22,620,000	22,620,000		16,542,000			6,078,000
7	商工費	1 商工費	キャッシュレス決済推進事業補助金	267,000,000	267,000,000		230,000,000			37,000,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
7	商工費	1 商工費	運輸事業者運行支援緊急対策事業補助金	16,330,000	16,330,000		13,000,000			3,330,000
7	商工費	1 商工費	メイプル東館エレベーター修繕業務	16,209,000	13,057,000					13,057,000
7	商工費	1 商工費	メイプル東館地下ピット防水修繕業務	970,000	969,100					969,100
7	商工費	1 商工費	伝統産業物価等高騰対策事業補助金	20,930,000	20,930,000		17,000,000			3,930,000
7	商工費	1 商工費	伝統産業会館空調機更新工事設計業務	1,331,000	1,331,000			1,100,000		231,000
7	商工費	1 商工費	観光パンフレット制作・印刷製本業務	1,653,000	1,653,000					1,653,000
7	商工費	1 商工費	温泉・宿泊施設電気料等高騰緊急支援事業補助金	38,350,000	38,350,000		30,000,000			8,350,000
7	商工費	1 商工費	前沢温泉保養交流館熱交換器修繕業務	11,000,000	11,000,000					11,000,000
7	商工費	1 商工費	いきいき交流館（国見平温泉）管理運営業務	3,357,000	3,357,000					3,357,000
7	商工費	1 商工費	衣川ふるさと自然塾植栽管理業務	226,000	225,500					225,500
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路維持作業車両更新事業	4,444,000	4,444,000					4,444,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	市道本成寺坂徳沢線ロードヒーティング高圧気中開閉器更新工事	1,215,000	1,215,000					1,215,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	38,139,000	35,139,000		17,060,000	18,000,000		79,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（道路整備）事業	60,306,000	60,168,000		30,379,000	28,200,000		1,589,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	169,995,000	143,158,000			142,900,000		258,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	宅地開発指導事業	2,588,000	2,587,200			2,400,000		187,200
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	166,530,000	99,290,000	40,000	55,295,000	41,200,000		2,755,000
8	土木費	4 都市計画費	都市公園施設等修繕業務	4,226,000	4,170,716					4,170,716
8	土木費	4 都市計画費	都市公園施設等改修工事	2,277,000	2,200,000					2,200,000
8	土木費	4 都市計画費	奥州市総合体育館メインアリーナ空調設備更新工事設計業務	7,766,000	7,766,000			7,300,000		466,000
8	土木費	4 都市計画費	歴史公園えさし藤原の郷施設等改修工事	13,369,000	11,898,700			11,800,000		98,700
8	土木費	5 住宅費	北余目住宅公共下水道接続工事設計業務	2,723,000	2,723,000	2,723,000				
10	教育費	5 社会教育費	武家住宅資料館管理施設修繕業務	167,000	167,000					167,000
10	教育費	5 社会教育費	埋蔵文化財調査センター施設等修繕業務	3,487,000	3,487,000					3,487,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
10	教育費	5 社会教育費	胆沢城跡歴史公園復元柱修繕業務	523,000	517,000					517,000
10	教育費	5 社会教育費	奥州市文化会館分室及び胆沢文化創造センター高圧機器交換修繕関係業務	4,704,000	4,704,000					4,704,000
10	教育費	5 社会教育費	奥州市文化会館昇降機交換修繕業務	16,907,000	8,547,000					8,547,000
10	教育費	5 社会教育費	胆沢文化創造センター非常用自家発電設備更新工事	106,049,000	106,049,000			95,400,000		10,649,000
10	教育費	5 社会教育費	奥州市文化会館照明設備LED化工事	132,088,000	90,288,000			81,200,000		9,088,000
10	教育費	5 社会教育費	俳句の庵解体事業	2,328,000	2,328,000					2,328,000
10	教育費	5 社会教育費	水沢図書館空調設備更新工事設計業務	5,764,000	5,764,000			5,100,000		664,000
10	教育費	5 社会教育費	斎藤實記念館既設塀解体及びフェンス設置工事	5,137,000	5,137,000					5,137,000
10	教育費	6 保健体育費	前沢いきいきスポーツランド高圧機器交換修繕業務	3,760,000	3,760,000					3,760,000
10	教育費	6 保健体育費	胆沢総合体育館バスケットゴール修繕業務	5,921,000	5,921,000					5,921,000
10	教育費	6 保健体育費	江刺中央体育館空調設備改修工事	105,215,000	71,335,000			71,300,000		35,000
10	教育費	6 保健体育費	江刺中央体育館照明LED化工事設計業務	3,850,000	3,850,000			3,800,000		50,000

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
10	教育費	6 保健体育費	(仮称) 奥州西学校給食センター新築事業	1,768,407,000	1,347,569,960			1,277,400,000		70,169,960
合 計				3,808,944,000	3,181,217,360	2,841,000	790,004,000	2,060,900,000		327,472,360

令和8年6月5日提出

岩手県奥州市長 郷右近 浩

報告第3号

令和7年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

令和7年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳										不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	過疎債	一般会計出資金	工事負担金	その他	当年度損益勘定留保資金	繰越財源						
													企業債	一般会計出資金	工事負担金				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1	資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	1,260,431,176	1,063,190,761	58,010,800	0	0	0	0	0	0	58,010,800	0	0	0	139,229,615	0	工事請負2件
			拡張事業	754,988,200	398,418,179	333,500,000	109,500,000	109,500,000	0	109,500,000	0	0	5,000,000	0	0	0	23,070,021	0	工事請負1件
			耐震化事業	372,283,500	212,173,500	159,990,000	51,999,000	72,800,000	0	31,129,000	0	0	4,062,000	0	0	0	120,000	0	工事請負3件
			管路強靱化事業	110,000,000	0	110,000,000	25,750,000	0	0	23,123,000	0	0	61,127,000	0	0	0	0	0	0
合計			2,497,702,876	1,673,782,440	661,500,800	187,249,000	182,300,000	0	163,752,000	0	0	128,199,800	0	0	0	162,419,636	0		

報告第4号

令和7年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

奥州市長 郷右近 浩

令和7年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	その他	当年度勘定資産	繰越財源				
										企業債	負担金及び分担金			
公共下水道 1 事業資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良事業	1,878,221,000	1,790,467,224	29,222,000	14,486,000	13,000,000	0	1,736,000	0	0	58,531,776	0	工事請負1件
		流域下水道建設改良事業	53,632,000	0	32,421,975	0	32,400,000	0	21,975	0	0	21,210,025	0	工事負担金1件
特定環境保全公共下水道事業資本的支出 2	1 建設改良費	流域下水道建設改良事業	2,083,000	0	1,258,735	0	1,200,000	0	58,735	0	0	824,265	0	工事負担金1件
農業集落排水事業資本的支出 3	1 建設改良費	管渠建設改良事業	14,996,300	8,181,014	5,358,100	0	0	0	5,358,100	0	0	1,457,186	0	工事請負1件
		処理場建設改良事業	59,546,700	23,370,600	34,740,200	14,400,000	12,900,000	0	7,440,200	0	0	1,435,900	0	工事請負3件
合計			2,008,479,000	1,822,018,838	103,001,010	28,886,000	59,500,000	0	14,615,010	0	0	83,459,152	0	